

第3章 施 策 内 容

基本目標Ⅰ 一人ひとりの人権が大切にされる社会づくり

人権とは人々が自由と生存を確保し、その尊厳性を維持する権利であり、日本国憲法においてすべての人に保障された権利です。また、自分の生命を大切にすると同様に、他の人の生命や生き方を尊重するという意味では義務でもあります。

互いの人権を尊重し、多様な生き方を認め合う男女共同参画社会の根底をなす基本的な理念です。

男女共同参画実現のためには、まず、住民一人ひとりが、あらゆる人権問題、性別による固定観念的な役割分担や偏見も見直すことが大切です。男女共に社会活動の選択の機会が平等に確保され、多様な生き方が実現できるよう、人権啓発や人権教育、人権侵害への対応・解決に努めます。

また、固定観念や、偏見に縛られない男女平等の意識づくりを図るための人権教育活動や人権意識の高揚を図るための広報・啓発・情報提供を積極的に行います。

具体的な施策	施策の概要	所管課
人権意識の啓発	あらゆる年齢層を対象に人権尊重の重要性や人権問題を自らの行き方に係わる問題として受け止めることができるよう、柔軟で多角的な取り組みを進めます。 また、6月を男女共同参画月間と位置づけ、期間中に広報・啓発活動の推進に努めます。	全課
人権に関する研修会・講演会の開催	人権に関する研修会・講演会等の学習機会を設けるとともに、参加しやすく主体的に学ぶことができるよう、内容の充実を図ります。	町民課 教育委員会
学校等における男女平等教育の推進	学校等において、人権尊重、男女平等、相互理解・協力、男女共同参画に関する指導の充実を図るとともに、一人一人の個性や能力を尊重し、心豊かな心をはぐくむ教育を推進します。	教育委員会 幼稚園 保育所

具体的な施策	施策の概要	所管課
人権侵害等に関する相談体制の充実	人権相談を実施するとともに、あらゆる人権に関する相談に対応できるよう、関係機関と連携を図りながら、解決に向けて迅速適切な対応に努めます。	関係各課
メディアにおける男女の人権の尊重	町が作成する広報・ポスター・チラシ等について、男女共同参画の視点から適正な表現を行う。	関係各課
住民との協働のための情報の提供	住民と行政が互いに協力し、ともに考え、住民自身がまちづくりに積極的に参画することができる開かれたまちづくりのため、男女共同参画の視点に立った情報提供に努めます。	全課

基本目標Ⅱ 女性が参画しやすい体制づくりと男女の意見が尊重される 仕組みづくり

まちづくりを行政主導で進めるのではなく、住民とのパートナーシップに基づいて進めるためには、施策・意思決定の場や地域自治組織での主体的な参画が重要です。そのため、あらゆる分野において、施策・意思決定の場に男女がともに参画するよう働きかけ、意見を活かしていく体制や組織作りを推進します。

また、女性の参画を進めていくためには、女性自身の参画する気運を醸成することも重要です。女性も自らの能力の向上に努め、エンパワーメントを図り、政治的・経済的・社会的に力を持った存在になるよう、研修への参加や学習の機会を提供します。

さまざまな支援が必要となることが予想される、ドメスティック・バイオレンス、セクシャルハラスメント被害者や高齢者、障がい者や在住外国人等についても自立し、地域で安心して暮らせるよう、支援の充実を図ります。

ドメスティック・バイオレンスについて平成19年度（2007年度）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が改正され、市町村における基本計画の策定が努力義務化されるなど、対策の強化が求められています。

奥出雲町では、上記の基本計画を一体的に策定し、暴力の防止と被害者に対する支援のあり方やその具体的内容について、あらゆる機関・団体が連携して対応していきます。

具体的な施策	施策の概要	所管課
審議会・委員会など意思決定の場への女性の登用	審議会・委員会委員の選出方法の見直しを行うなど、女性委員比率ゼロの審議会等の解消と女性委員比率の増加を目指します。	全課
町女性職員の管理職等への積極登用	研修などへの参加を促進するとともに、女性職員について、昇任、管理職への登用や職域の拡大を図ります。	総務課
企業・事業団体の管理職、役員への女性登用	企業や事業団体に対して、女性の管理職や役員への登用促進に関する情報提供や啓発を行います。	地域振興課

具体的な施策	施策の概要	所管課
働く女性への妊娠中・出産後の配慮	女性労働者が妊娠中・出産後において健康で働きやすい職場作りを目指すとともに、妊娠・出産を理由とする不利益な取扱いが起らないよう、啓発を行います。	関係各課
まちづくりや地域活動への男女共同参画	男女の枠を超えたまちづくりや地域活動の充実を図るため、地域における仕組みづくりや講座・イベントなどを開催します。	総務課 地域振興課 教育委員会
防災・災害復興における男女共同参画の推進	防災・災害復興対策の立案については、災害時に援護が必要な人の視点に立ち、さまざまな角度から対策を講じ、地域防災力の向上に努めます。	総務課
住民活動の支援、住民活動との協働	まちづくりや地域活動に関わる地域団体に対し、活動が積極的に行われるよう講師派遣や情報提供、相談等の支援を行い、共同できる体制づくりを推進します。	総務課 教育委員会
女性の自治会活動等への参画促進	女性が自治会活動等に参画し、環境・防犯・防災などの地域課題に対し、性別にとらわれることなく多様な考え方が活かされるよう地域へ働きかけを行うとともに、女性の人材育成を推進します。	総務課
ドメスティック・バイオレンスに関する相談窓口の充実	ドメスティック・バイオレンスの被害にあった場合の相談窓口について周知を図り、必要な援助が幅広く行えるよう、「女性の悩みカウンセリング」の充実など相談体制づくりに努めます。	総務課 町民課 健康福祉課

具体的な施策	施策の概要	所管課
ドメスティック・バイオレンスに関する情報の提供	ドメスティック・バイオレンスの被害などの必要な情報提供が幅広く行えるよう、庁内の各相談窓口や学校教育機関等と連携を密にし、体制作りを努めます。	町民課 健康福祉課 教育委員会
住民基本台帳事務等におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者保護の支援措置	ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等の加害者が住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付及び戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図る観点から、被害者からの申出により必要な支援措置を講じます。	町民課 関係各課
セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発の推進	学校や地域、職場におけるセクシュアルハラスメント、さらにはパワーハラスメントの防止に向け、パンフレット等を活用した意識啓発や研修等を実施します。	総務課 教育委員会
セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口の充実	セクシュアル・ハラスメントの被害にあった場合の相談窓口について周知を図り、必要な援助が幅広く行えるよう、「女性の悩みカウンセリング」の充実など相談体制作りを努めます。	総務課

※ ドメスティック・バイオレンス(DV)

夫婦や恋人など親しい関係にある男女間の暴力をいう。殴る・蹴るなどの身体的暴力だけでなく、意思に反する性的行為を強要するなどの性的暴力、暴言を吐く、無視する、家族や友人との付き合いを制限するなどの精神的暴力も含まれる。

※ セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反して性に関する言動を行うこと。身体への不必要な接触や性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々なものが含まれる。特に雇用の場においては、相手の意に反した性的な言動を行うことで、仕事をすすんで不利益を与えたり、就業環境を著しく悪化させることがある。

※ エンパワメント

女性が政治・経済・社会・家庭などあらゆる分野で学習・経験などを通じて力をつけることをいう。ネットワークを広げたり、社会参画することなどもエンパワメントに含まれる。

基本目標Ⅲ 男女が協働し、みんなで支え合う家庭・職場・地域づくりの形成

仕事や家庭、趣味や地域活動といった、社会のあらゆる分野に男女がともに参画できる環境づくりを進めるため、子育て支援や介護などの福祉サービスなどの充実に努めます。このような取り組みは、行政の取り組みや支援等に加えて、住民の一人ひとりや個々の事業者がそれぞれの立場で進めていくことが重要であるため、家庭・地域・職場・学校が連携しながら推進します。

女性が安心して出産し、夫婦で子育てができる環境づくり、介護と就労の両立支援、家庭生活・地域活動における男女共同参画社会の実現が図られるよう支援の充実に努めます。

具体的な施策	施策の概要	所管課
仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し	仕事と家庭の調和が保たれるよう、男女ともに働き方の見直しについて啓発を図ります。	関係各課
子育て支援の充実(子供が健やかに育つ環境づくり)	仕事と子育ての両立や安心して子育てができる環境を整備するため、通常保育・一時保育・延長保育等の多様な保育サービスや学童保育の充実に努めるとともに地域で子育てを応援する仕組みづくりを推進します。	町民課 教育委員会 保育所 幼稚園
介護サービスの充実、介護を支える人材の育成・確保	介護サービスの充実に努めるとともに、各種研修会等を通じて介護に携わる人材の資質向上に努めます。また、地域で高齢者や障がい者を支援するボランティア等の育成・支援を行います。	健康福祉課 地域包括支援センター

具体的な施策	施策の概要	所管課
男性が参加できる各種研修会、講座等の開催	男女共同参画社会を形成することの男性にとっての意義の理解を深め、男女がともに家族の一員としての責任を持ち、家事、育児、介護等を担うことができるよう、男性に向けた研修会、講座等を通じて啓発を行います。	健康福祉課
職場における男女平等等の実現	職場において採用、昇進、配置、教育訓練などで男女平等を推進するため、企業等へ啓発を行います。	総務課
育児・介護に携わりやすい環境の整備	男女の労働者が仕事と家庭を両立するための一つの取り組みとして、育児休業、介護休業等が取得しやすい環境づくりを推進します。	関係各課
多様な働き方に対応した就労条件の整備	パートタイム労働者、契約社員及び派遣労働者等の適切な処遇・労働条件の改善に向けて法制度の情報提供に努めます。	総務課 地域振興課

第4章 計画の推進

男女共同参画社会を実現するためには、町民を挙げてこの問題に取り組んでいかなければなりません。奥出雲町は施策を推進し、町民は自ら取り組みに参画し、また、関係機関とともに協力・連携することによりこの計画を推進します。

1. 男女共同参画の理解を深め、計画を推進します。

(1) 庁内推進体制

職員一人ひとりが男女共同参画の認識を深め、施策実現のために庁内で連携・協力しながら進めていきます。また、施策担当課の課長、実務者を中心に計画の実施状況を把握・評価します。

(2) 町民への広がり

広報や啓発を通し、また、講座などに参加し、町民一人ひとりが男女共同参画について理解を深め、広めていきます。

(3) 関係機関、事業所との連携

施策実現のために連携・協力しながら計画を推進します。

2. 数値目標を設定します。

奥出雲町の取り組む施策の具体的な数値目標を設定します。担当課長会及び実務者会で毎年の進捗状況を把握し、平成 26 年度の達成を目指します。

	項 目	H 2 1 現状値	H 2 6 目標値	説 明
1	審議会等への女性の参画率	10.2%	30.0%	島根県調査結果による
2	女性の委員がない審議会等の数	3	0	島根県調査結果による
3	町の女性管理職の比率	7.7%	11.5%	島根県調査結果による
4	男女共同参画に関する研修・講座の開催回数	4回	6回	20年度実績